

一般社団法人ソーシャルヘルスケア協会会員規約

第1章総則

第1条（活動目的等）

1 一般社団法人ソーシャルヘルスケア協会（以下「当協会」という）は、人間が社会的な存在として、自然や社会環境、他者との調和した関係のなかで、健康的に生きるための個人・集団の能力を最大限に引き出し、また活かすことができ、ひとりひとりが自分をケアしながら、いのちを育んでいけるようにすることを目的とします。

2 前項の活動目的を達成するために、当協会は正会員（有料会員）、無料会員、賛助会員を募り、会員組織を構成します。

3 「ひとりひとりが自分の心とからだの状態を知り、人間や自然に備わる力を最大限に用いながら、それらの調和・バランスを保とうとするケアを、自分でも行える」を理念とします。いのちは、それぞれの人が属する自然環境や社会との相互作用のなかで、心とからだの調和・バランスが保たれることによって存在し、維持されているという考えのもと、この考え方を普及させるとともに、自分の心身について知り、自分に備わる力を生かせるようになること、自然環境や社会とのバランスのよい関係を創ることへの手助けをし、社会への働きかけに取り組むことで、人びとがいのちを育んでいけるようにしていきます。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、当協会に会員として入会したものが、当協会の会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章会員

第3条（会員資格）

次の各号に掲げる条件を満たす者は、同各号の会員になる資格を有することとします。

- (1) 正会員（有料会員） 当協会の活動目的および理念に賛同し、入会料金および会費を支払い、当協会会員規約に同意したもの
- (2) 賛助会員 当協会の目的および理念に賛同し、当協会会員規約に同意したうえで、会費を1口以上支払ったもの
- (3) 無料会員 当協会の活動目的および理念に賛同し、当協会会員規約に同意したもの

第4条（入会）

次の各号に掲げるすべての要件を満たした場合、当協会の会員となり、当協会との間に会員契約が成立したものとします。

- (1) 当協会所定の申込方法により申込みをし、入会金（正会員のみ）及び会費を当協会が指定する期限までに支払ったこと
- (2) 本規約内容に同意していること

第5条（入会の不承認）

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当協会は入会を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込書の申告事項に、虚偽の記載があった場合

- (2) 過去に当協会から会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) その他、当協会が会員契約を締結することに不適当な事由があると判断した場合

第6条（会費等の支払い等）

1 入会金及び会費（以下、「会費等」という）の額は、次の各号に定める額とします。

- (1) 正会員（有料会員）入会金 5,000 円、会費 9,000 円/年（いずれも税別）
- (2) 賛助会員 入会金なし、会費一口 50,000 円（一口あたり 5 年間有効）（いずれも税別）

2 入会金は、入会時に一括払いとし、会費は毎年更新月（4 月）の前月末（3 月 31 日）までに翌年分をお支払い頂くこととします。

3 入会金および会費については、当協会が別途指定する当協会の銀行口座に振り込む方法でお支払い頂きます。振込手数料はご負担いただきます。

第7条（会費等の払い戻し）

会員がすでに納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返却いたしません。

第8条（有効期限）

会員契約の期間は、更新月から翌年更新月までの 1 年間とし、次の各号に掲げるすべてを満たした場合は、この期間が 1 期更新されたものとし、その後もまた同様となります。

- (1) 第6条による年会費を期限内に支払っており、所定の登録手続きを期限内に完了させていること
- (2) 当協会より会員契約を更新しない旨の通知を受けていないこと
- (3) 本規約に違反していないこと

第9条（変更の届出）

1 会員は、その氏名、住所、又は連絡先、所属等について、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、3 週間以内にその旨及び変更後の事項を当協会に対して通知する必要があります。

info@sohca.jp へてに、「会員登録情報変更」としてメールでご連絡ください。

2 当協会は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負いません。

第10条（会員の資格継承）

1 会員が退会あるいは死亡もしくは失踪宣告を受けた場合、又は当法人が解散したときは、当該会員の会員資格は失われるものとします。

2 会員の地位の第三者への継承はできません

第11条（休会）

1 会員は入会年の次年度以降、当協会所定の方法により休会の通知をすることにより、休会することができます。

info@sohca.jp へてに、「休会希望」としてメールでご連絡ください。

2 会員は、休会年度中はすべての会員特典を受けることはできません。

- 3 会員の休会は最長3年以内とします。休会中の会費の支払いは必要ありません。
- 4 休会の更新は、次年度の会費支払いの案内時とします。
- 5 会員は会員規約における休会の規約内容を確認し、「休会希望」のメール本文に、「休会の規約に同意しました」と記載し、休会手続きを行うこと。
- 6 休会更新について、更新月を過ぎても協会へ連絡がない場合には、当協会によりメールで連絡をいたしますが、連絡後1か月以内に協会への連絡を頂けない場合は、退会扱いとなります。

第12条（退会）

- 1 会員は退会しようとするときは、その退会の日から1か月前までに、当協会所定の方法により退会の通知をするものとします。

（info@sohca.jp 宛てに、「退会希望」としてメールでご連絡ください）

- 2 正会員（有料会員）、賛助会員は、期途中の退会であっても、会費等の返金はできません。

第13条（会員資格の取り消し）

当協会は会員が次の各号の1つに該当すると認められた場合、社員総会の決議を経て、会員を除名することがあります。

- （1）当協会の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当協会が認めた場合
- （2）正会員（有料会員）が当協会に許可なく、当協会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- （3）法令に反する行為を行った場合
- （4）本規約又はその他当協会が定める規約に違反した場合
- （5）その他、会員として不適格と当協会が判断する相当な事由が発生した場合

第3章 会員の権利

第14条（権利）

- 1 正会員（有料会員）は次の各項目に掲げる権利を有します。
 - （1）正会員は、定期的に配信される有料のサイトを閲覧し情報を受け取ることができます。
 - （2）正会員は、正会員限定のセミナー、講座等への参加権を得ることができます。
 - （3）正会員は、セミナー、講座等への参加権を、無料会員に優先して得ることができます。
- 2 賛助会員は次の各項目に掲げる権利を有します。
 - （1）賛助会員は、正会員と同様に定期的に配信される有料のサイトを閲覧し情報を受け取ることができます。
 - （2）賛助会員は、正会員限定のセミナー、講座、賛助会員限定のセミナー、講座等への参加権を得ることができます。
 - （3）当協会の事業の実施において、協力者として参加することができます。
- 3 無料会員は、定期的に配信される情報を受け取ることができるほか、セミナー、講座等への参加権を得ることができる。

第4章その他

第15条（著作権）

- 1 当協会により制作された著作物の著作権はすべて当協会に帰属します。
- 2 当協会により提供される著作物を、複製、編集、加工、発信、出版、販売その他如何なる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第16条（秘密保持）

- 1 会員は、本規約に基づく会員契約の有効期間中ならびに契約期間終了後3年間は、当協会により開示された当協会固有の技術上、営業上、その他事業の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示してはなりません。
- 2 当協会は、前項の義務に違反する状況を覚知した場合、ただちに、会員に対して当該違反状態を是正するために必要な措置を講じることを求めることができます。

第17条（競合禁止）

正会員・賛助会員は、本契約の期間中ならびに本契約の終了後3年間は、当協会の書面による事前の同意がある場合をのぞき、自己または第三者の名を用いて本事業と同種又は類似の事業を行ってはなりません。本事業と同種または類似した事業を行う者に対して、自己または第三者の名を用いて本事業と同種または類似の役務を提供してはならず、いかなる従事もしてはなりません。

第18条（個人情報）

次の各号に挙げる場合は、入会申込及び提出書類に記載された個人情報を、当協会が利用または第三者へ提供することができるものとします。

- (1) 当協会の事業に関連して使用する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人のいのち、身体、または財産の保護のために、必要がある場合

第19条（免責および損害賠償）

会員は故意または損失により当協会に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負うものとします。

第20条（規約の追加・変更）

当協会は、理事の決定に基づき、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。

第21条（条項等の無効）

本契約の条項のいずれかが、管轄権を有する裁判所により違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本契約の効力は影響を受けないものとします。

第22条（協議事項）

本契約の内容について協議が生じた場合、又は定めがない事項については、協議のうえ円滑に解決を図るものとします。